

CD-ROM「県原子力緊急時対応シミュレータ」 を活用した実践的な原子力防災研修について

H19.5.17

生活環境部原子力安全対策課

県では、原子力災害時の応急対策能力向上を目的に、全国に先駆けてCD-ROM「県原子力緊急時対応シミュレータ」を作成しました。

当該シミュレータは、本日(5月17日)、庁内LAN上に掲載し全職員の誰もが当該シミュレータにアクセスして学習できるようにするとともに、当該シミュレータを初めて活用した災害対策本部事務局員の研修会を今後開催して、県職員の原子力災害対応能力の強化を図ってまいります。

また、関係市町村や防災関係機関等へこのCD-ROMを配布し、関係職員の研修会等において積極的に活用していただくよう、周知してまいります。

1 CD-ROMの概要 [全体映像等は2時間、各班映像等は30分程度の内容]

職員が自由な時間に、当該CD-ROMが掲載された行政情報ネットワークにアクセスし、学習できるシステム

職員が自由にコース*を選択して、事故の進展に応じた各班の応急対策活動を習得できるカリキュラム * 原子力対策部、本部事務局など5コース
新任者にも原子力防災に関する知識をわかりやすく学習できる基礎コースを設置

原子力発電所を対象にした災害について、トラブル段階から事後対策まで習得できる体系的なカリキュラム

過去の訓練の動画映像や音声を交え臨場感のある学習ができるとともに、理解の程度を確認できるテスト問題を設定

2 今後の活用内容

行政情報ネットワークを利用したeラーニング*1

当該シミュレータを行政情報ネットワークに掲載し、職員がアクセスし学習することにより、庁内の原子力災害対応能力の向上を図って参ります。

併せて、当該シミュレータを活用した研修会を開催し、原子力災害対応能力の強化を図ってまいります。

*1 「eラーニング」 パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行なうこと。

防災関係機関への配付

当該CD-ROMを関係市町村や防災関係機関等*2へ配付し、所属職員間で積極的に利用していただくよう依頼することにより、原子力災害対応能力の一層の向上を図ってまいります。

*2 配付対象機関

原子力施設所在市町村	4	陸上自衛隊	1
同 隣接市町村	5	茨城海上保安部	1
同 所在及び隣接市町村の消防機関	9	原子力事業所	19
県警察本部・所轄署	8	合計	47 機関

3 スケジュール

平成 19 年 5 月 17 日 行政情報ネットワーク掲載
県原子力災害対策本部研修会(第 1 回) 於災対室
防災関係機関へ配付
9 月 県原子力災害対策本部研修会(第 2 回) 於災対室

<参考>

原子力緊急時対応シミュレータ



メインメニュー

各班共通基礎

広報部

原子力対策部

医療対策部

食料対策部

本部事務局

原子力災害が発生した場合の茨城県原子力災害対策本部構成員の応急対応能力を向上させるためのシミュレーションソフトウェアです。



メニューに戻る 前へ戻る 次へ進む 終了する

原子力緊急時対応シミュレータ【各班共通基礎】



共通基礎知識

放射線の基礎知識

放射線被ばく

放射性物質と放射能と放射線

放射線の透過力と防護

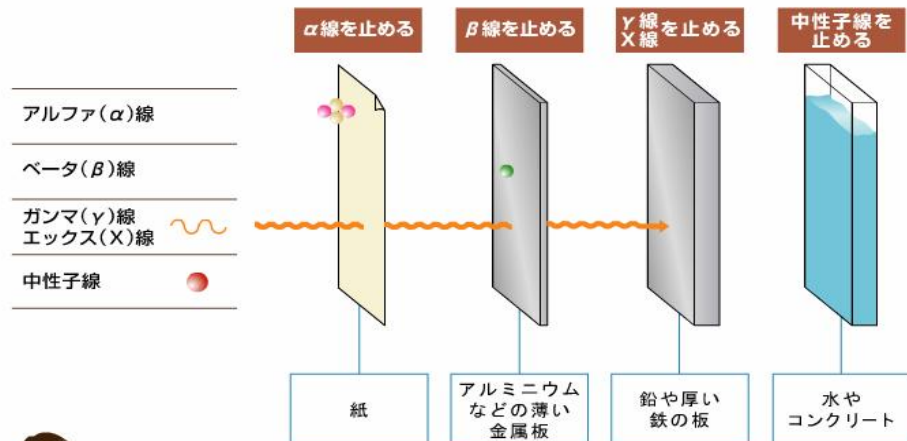
自然の放射線量

放射線防護

放射線の測定

安定ヨウ素剤

放射線の透過力と防護



α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線など放射線の種類ごとにその透過力に差があります。 α 線は紙一枚、 β 線はアルミホイル等の薄い金属板でさえぎることが出来ますが、 γ 線やX線は非常に透過力が強く鉛や鉄の厚い板でなければさえぎることが出来ません。中性子線の透過力はきわめて強く、

II メニューに戻る 前へ戻る 次へ進む 終了する

事象の推移

事象発生通報の受信

原災法第10条通報

県災害対策本部設置

県本部会議

原災法第15条通報

事故終息・県災害対策本部解散



放射能対策班

放射線班

県災害対策本部

緊急モニタリングセンター

住民安全班

避難対策班

住民避難の開始



- 市町村災害対策本部は、送付済みの避難誘導計画書のとおり住民避難を行う旨の連絡を、オフサイトセンター及び県災害対策本部避難対策班へ連絡します。
- 市町村災害対策本部は、防災行政無線等による避難の住民広報を開始します。
- 避難所に派遣されている職員を含む避難誘導員（市町村職員、消防職員、消防団員等）により



[動画⑤はこちら](#)
[動画④はこちら](#)
[動画③はこちら](#)
[動画②はこちら](#)
[動画①はこちら](#)

住民避難の開始
市町村災害対策本部は、送付済みの避難誘導計画書のとおり住民避難を行う旨の連絡を、オフサイトセンター及び県災害対策本部避難対策班へ連絡します。

[メニューに戻る](#)
[前へ戻る](#)
[次へ進む](#)
[終了する](#)

事象の推移

事象発生通報の受信

原災法第10条通報

県災害対策本部設置

県本部会議

原災法第15条通報

事故終息・県災害対策本部解散

設問 1

庁内放送グループは、いつ県災害本部職員の参集のための庁内放送を行いますか。

- 原災法第10条通報があった時点で、災害対策本部職員の参集のための庁内放送を行う
- 原子力対策課から要請があった時点で災害対策本部職員の参集のための庁内放送を行う
- 原災法第15条通報があった時点で、災害対策本部職員の参集のための庁内放送を行う

解答

解説

原子力事業者からの特定事象発生 of 通報を受け、原対策課から要請があった時点で災害対策本部職員の参集のための庁内放送を行います。

本編の内容を確認する場合は、ここをクリックしてください。

[メニューに戻る](#)
[前へ戻る](#)
[次へ進む](#)
[終了する](#)